

広島県教育委員会訓令第二号

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令及び広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令及び広島県教育

委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

(事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部改正)

第一条 事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令(昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(勤務時間等) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</p> <p>三―五 (略)</p> <p>3 条例第三條第一項ただし書の規定による育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の週休日は、各機関の長が定める。</p> <p>4―6 (略)</p> | <p>(勤務時間等) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</p> <p>三―五 (略)</p> <p>3 条例第三條第一項ただし書の規定による育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の週休日は、各機関の長が定める。</p> <p>4―6 (略)</p> |

(広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部改正)

第二条 広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令(平成二十八年広島県教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

| | |
|---|--|
| <p>(人事評価の実施等) 第三条 (略) 一 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。) 二 (略) 2・3 (略)</p> | <p>(人事評価の実施等) 第三条 (略) 一 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。) 二 (略) 2・3 (略)</p> |
|---|--|

附則

(施行期日)

1 この教育委員会訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令第二条第二項第二号及び同条第三項の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令第二条第二項第二号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六條第一項若しくは第二項若しくは同法附則第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」と、同条第三項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

3 第二条の規定による改正後の広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令第三条第一項第一号の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令第三条第一項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。